

報告第14号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和6年8月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

記

(%)

特別会計の名称	資金不足比率
志摩市立国民健康保険病院事業会計	— (20.0)

※括弧内の数値は、経営健全化基準である。